

平成 29 年 11 月 28 日

懲戒処分等の公表

串本町

標記のことについて、次のとおり処分を行いましたので公表します。

1. 対象者及び処分

氏 名：湯口 卓
所属・職名：串本町消防本部 串本消防署 消防吏員
性 別：男
年 齢：41 歳
処 分：懲戒免職

2. 処分発令日 平成 29 年 11 月 28 日

3. 処分の事由

平成 29 年 10 月 17 日 (火) 午後 1 時 11 分頃、新宮市内のパチンコ店内において、女性従業員のスカート内の下着等を撮影する目的で、動画撮影機能を起動した状態の携帯電話機を同従業員のスカートの下に差し入れた行為により、平成 29 年 10 月 30 日 (月)、和歌山県「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反にて新宮警察署員によって通常逮捕され、11 月 17 日公訴提起された。

平成 29 年 1 月 11 日 (水) にも、串本町内のパチンコ店に於いて同種事犯で串本警察署に現行犯逮捕され、略式起訴処分とされたことを受けて停職 3 ヶ月の処分とし、自戒を求めたにもかかわらず、再度逮捕となったことは地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号 (全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合) に該当し、公務員としての信用を深く失墜せしめた。

串本町職員懲戒処分等に関する指針 (以下「指針」という。) 第 3 条第 2 項、第 4 条第 7 項及び第 8 項の規定、並びに懲戒処分の指針について (平成 12 年 3 月 31 日職職一 68 人事院事務総長発) 第 2 の 3 (14) を準用し、免職処分とする。

4. 監督責任者に対する処分

- (1) 串本町消防本部 消防長 訓告処分
- (2) 串本町消防本部 串本消防署長 厳重注意